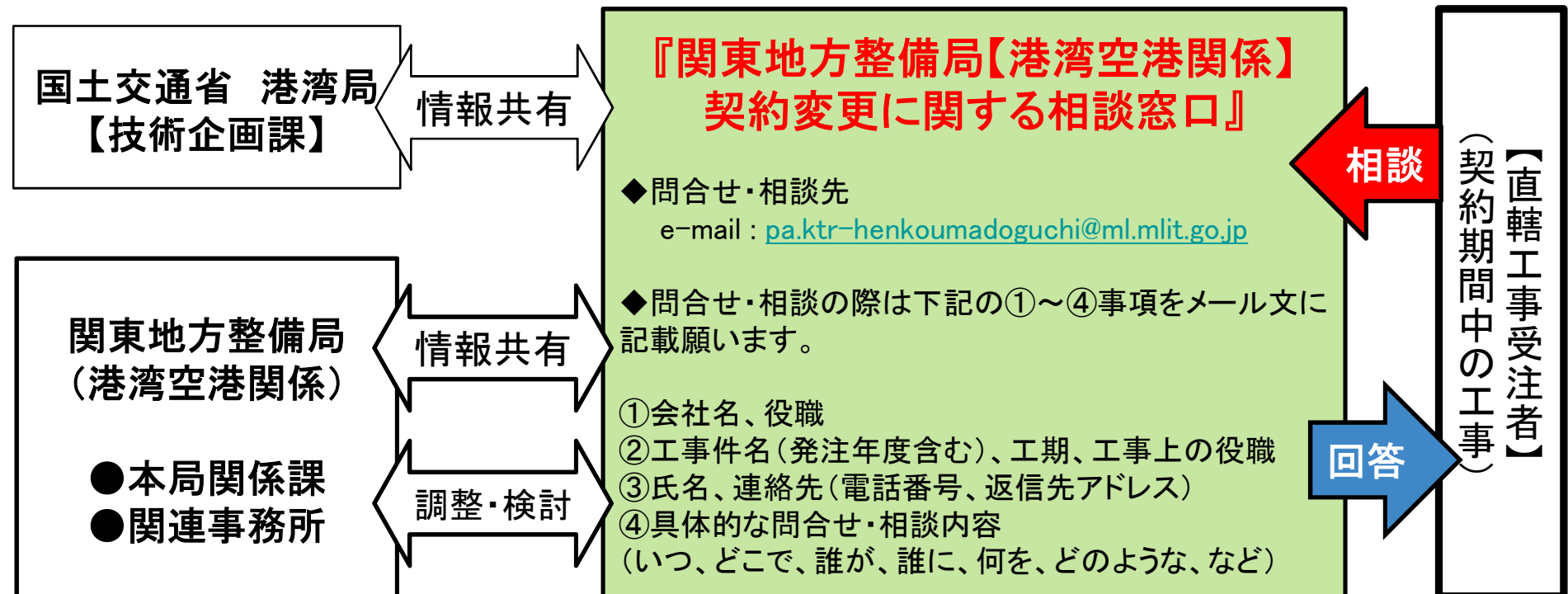


# 関東地方整備局 契約変更に関する相談窓口の設置

- ◆円滑な変更協議に資するため、直轄工事受注者（港湾空港関係）からの問い合わせや相談への対応を行うため、変更契約に関する相談窓口を本局（港湾空港部）に設置しました。
- ◆問合せ・相談は、下記のメールアドレス宛に提出して下さい。問合せのあったメールアドレス宛に回答します。
- ◆相談窓口の対象工事は、契約期間中の港湾空港関連（本官・分任官）工事です。



契約変更に際しては、「港湾工事における契約変更事務ガイドライン」を参照  
[http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan\\_fr1\\_000007.html](http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr1_000007.html)